

第 21 回

佐倉市都市計画審議会

1. 日 時 平成23年7月11日(月) 午前10時30分

2. 場 所 佐倉市役所 議会棟 全員協議会室

第21回 佐倉市都市計画審議会 次第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 委員紹介

5. 会長、副会長選出

6. 議 事

議案第1号

会議の運営について

7. 閉 会

佐倉市都市計画審議会委員

委 員 名		備 考
学 識 経 験 者	山下 重毅	元千葉県監査委員 学校法人千葉経済学園法人事務局長
	鈴木 博	佐倉商工会議所会頭
	原 慶太郎	東京情報大学 環境情報学科教授
	鈴木 尚	社団法人千葉県建築設計事務所協会印旛支部佐倉地区代表
	薬袋 茂幸	社団法人千葉県宅地建物取引業協会本部長・印旛支部長
市 議 会 議 員	和田 恵子	
	高木 大輔	
	大野 博美	
	岩井 功	
	井原 慶一	
関係行政機関 の職員	木川 正博	佐倉警察署署長
	高浦 操	印旛土木事務所所長
市 民	池澤 利一	
	寺田 純子	

任期 平成23年7月11日から平成25年7月10日まで

○佐倉市都市計画審議会条例

佐倉市都市計画審議会条例

平成十二年三月二十八日

条例第三十二号

改正 平成一四年 三月二九日条例第一九号

(設置)

第一条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、佐倉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 五人以内
- 二 市議会議員 五人以内
- 三 関係行政機関の職員 二人以内
- 四 市民 二人以内

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関するものを除き、審議会の会議（以下「会議」という。）に加わり、議決することはできない。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 副会長は、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長の指名によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第五条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、会議の開催日の三日前までに会議の議案を委員及び当該議案に係る臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が緊急を要すると認めた議案については、この限りでない。

3 会議は、委員及び議案に係りのある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議案に係りのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、都市計画主管課においてこれを処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(佐倉市都市計画審議会設置条例の廃止)

2 佐倉市都市計画審議会設置条例（昭和四十四年佐倉市条例第三十四号）は、廃止する。

附 則（平成一四年三月二九日条例第一九号）

この条例は、平成十四年六月一日から施行する。

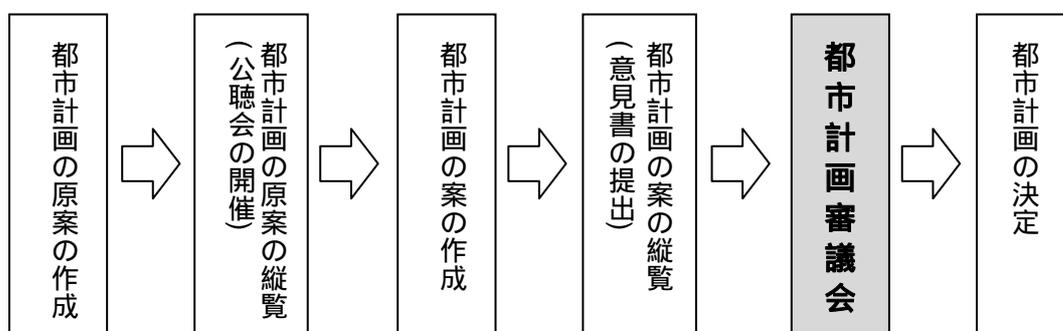
都市計画審議会の概要について

■都市計画審議会とは

都市計画は都市の将来の姿を決めるものであり、また土地に関する権利など、市民の権利に制限を加えるものでもあるため、その決定にあたっては、慎重な検討が必要です。

都市計画法第 19 条の規定により、市が都市計画を決定するには、都市計画審議会の議を経ることとされています。行政が単独で都市計画を決定するのではなく、専門的な見識を有する第三者機関に調査審議をいただくことで、より適正な都市計画の決定がなされるために設けられた市の付属機関が、都市計画審議会です。

都市計画決定に至るまで



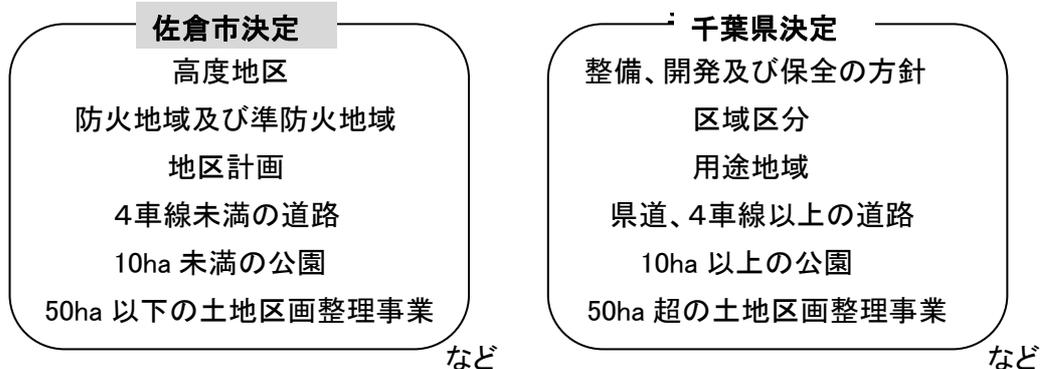
■都市計画審議会の役割

都市計画審議会の役割は、都市計画法第 77 条の 2 の規定により、

- 市が決定する都市計画について調査審議をすること
- 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること
- 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

とされています。

都市計画決定の種類



これまでの開催状況（平成 19 年～）

第 20 回 平成 23 年 3 月 28 日開催

- ・佐倉都市計画用途地域の変更について（井野南地区）
- ・佐倉都市計画高度地区の変更について（井野南地区）
- ・佐倉都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（井野南地区）
- ・佐倉都市計画地区計画(井野南地区)の決定について
- ・佐倉市の都市計画に関する基本的な方針（佐倉市都市マスタープラン）の変更について

第 19 回 平成 22 年 5 月 25 日開催

- ・佐倉市都市マスタープランの見直しについて(報告)
- ・佐倉市南部地域の開発許可基準の緩和について(報告)

第 18 回 平成 21 年 11 月 19 日開催

- ・佐倉都市計画下水道の変更について（汚水 95ha、雨水 13ha の追加）
- ・佐倉都市計画公園の変更について（宿内公園の追加）
- ・佐倉市都市マスタープランの見直しについて(経過報告)

第 17 回 平成 21 年 5 月 29 日開催

- ・会議の運営について
- ・佐倉市都市マスタープランの見直し方針について(報告)

第 16 回 平成 20 年 11 月 18 日開催

- ・四街道都市計画道路の変更について(3・3・23 国道 51 号)

第 15 回 平成 19 年 3 月 26 日開催

- ・佐倉都市計画地区計画(宮ノ台一丁目地区)の決定について
- ・佐倉都市計画地区計画(ユーカーが丘二丁目地区)の決定について
- ・佐倉都市計画地区計画(寺崎地区)の変更について

■佐倉市都市計画審議会の委員構成

佐倉市都市計画審議会条例により、佐倉市都市計画審議会は

- ・学識経験者 5 人以内 (5 人)
- ・市議会議員 5 人以内 (5 人)
- ・関係行政機関の職員 2 人以内 (2 人)
- ・市民 2 人以内 (2 人)

で組織することとされています。() 内は今回委嘱人数。

平成23年7月11日

議案第1号

会議の運営について

会議の運営について（取り決め事項案）

1. 会議の運営について（確認事項）

佐倉市都市計画審議会条例第7条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度会議に諮って進める。

2. 関係行政機関の職員の代理出席について（確認事項）

佐倉警察署長、印旛土木事務所長の代理出席を認める。

3. 会議の全部又は一部非公開について（決定事項）

非公開となる審議事項があると認められる場合には、事務局が会長の承認を得て決定する。

※参考 佐倉市情報公開条例第28条

佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条

4. 会議録の作成方法について（決定事項）

会議録は全文筆記とし、議長及び議長が指名した議事録署名人2名の署名により確定する。

5. 会議傍聴要領について（決定事項）

別紙のとおり会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布する。

※参考 佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第5条第4項

佐倉市都市計画審議会傍聴要領（案）

＜参考＞

佐倉市情報公開条例 抜粋

第二十八条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定により設置する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 法令又は他の条例に特別の定めがある場合
- 二 不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合
- 三 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱 抜粋

第3条 審議会等は、開催しようとする会議の全部又は一部が条例第28条ただし書のいずれに該当すると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次の各号のいずれかの方法により決定するものとする。

- (1) 会議における議決
 - (2) 委員全員による個別の承認
 - (3) あらかじめ指名された委員等による承認
 - (4) その他審議会等が定める方法
- 2 前項の規定による会議の一部を非公開とする決定は、会議を緊急に開催する必要が生じた場合を除き、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとする。

第5条第4項

4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴要領例（別記様式第3号）を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会場内の秩序維持に努めるものとする。

(案)

傍 聴 要 領

佐倉市都市計画審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- (1) 会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。